

第4部

核不扩散

核不拡散

第1章

地域の不拡散問題と日本の取組

第1節 北朝鮮

1. 北朝鮮をめぐる最近の情勢

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機として核問題は深刻化し、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺の3つの核施設（5MWe黒鉛炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業への着手及び核計画についての申告がなされたが、北朝鮮は、2009年4月に弾道ミサイルを発射、5月に核実験実施を発表した。6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表した。2010年11月には、米国のブリチャード元朝鮮半島和平担当特使、ヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロスアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。その際、北朝鮮側は、ウラン濃縮施設は軽水炉用核燃料の製造のためであり、2000台の遠心分離機が既に稼働しており、濃縮度は平均3.5%である旨説明したとされている。

2012年2月29日には、米朝間の対話の結果として、北朝鮮は長距離ミサイル発射、核実験、ウラン濃縮活動を含む寧辺での核関連活動のモラトリアム及びIAEA要員の復帰等を実施し、米側は栄養支援等を実施するとの内容が発表された。しかし、北朝鮮は、同年4月及び12月、国際社会が強く自制を求めたにもかかわらず、弾道ミサイルの発射を強行し、2013年2月12日には3度目の核実験実施を発表した。また、2012年4月に改正した憲法において、自らを「核保有国」である旨明記したほか、2013年3月には、朝鮮労働党中央委員会全体会議（総会）において、経済建設と核武力建設を並進させるという「並進路線」が決定された。2016年1月6日には、4度目となる核実験を行い、「水爆実験を成功させた」旨発表したほか、同年2月7日には「地球観測衛星」と称して弾道ミサイル発射を強行した。

このように強硬姿勢を強めている北朝鮮に対し、国連安保理は、北朝鮮による核実験やミサイル発射を非難し、制裁措置を課す内容の決議第1718号（2006年10月）、同第1874号（2009年6月）、同第2087号（2013年1月）及び同第2094号（2013年3月）をそれぞれ採択し、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全に検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すること等を義務付けた。しかし、北朝鮮はこうした安保理決議上の義務を果たしてきていない。

2. 六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けた取組

2003年8月に開始された六者会合（日本、米国、中国、韓国、ロシア及び北朝鮮が参加）は、2005年9月の第4回会合において共同声明を採択し、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の放棄、並びに、核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）保障措置に早期に復帰することが約束された。この共同声明は、六者会合のプロセスにおいて初めての合意文書であり、かつ、その中で、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄を約束している意味は大きく、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となるものである。

この共同声明に基づき、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印、必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰、さらに、「初期段階」の次の段階における措置として、すべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存の核施設の無能力化等の実施等に合意し、同年7月には、IAEAにより寧辺の5つの核施設の活動停止が確認され、封印及び監視に必要な措置がとられるに至った。

2007年10月3日には、第6回六者会合第2次会合において「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、非核化については以下の諸点が合意された。

この合意に基づき、2007年11月、寧辺の5MWe黒鉛炉、再処理工場、核燃料棒製造施設の無能力化作業が開始され、同月28日には、日本を含む六者会合メンバー一行が寧辺を訪問し、作業の進捗状況を確認した。また、申告については、期限から大幅に遅れたものの、2008年6月26日に六者会合議長国である中国に提出された。その後、非核化を検証するため、六者会合の枠組みの中に検証メカニズムを設置することで合意されたが、その具体的枠組みに関して合意に至らず、2008年12月の六者会合首席代表者会合を最後に、六者会合は膠着状態に陥っている。

日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年9月の

六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き関係国と緊密に連携していく考えである。

3. 核兵器不拡散条約（NPT）・国際原子力機関（IAEA）等

北朝鮮は、1993年3月12日、NPT脱退を国連安保理に通知したが、通知後3か月目に当たる同年6月12日（NPT第10条1では、脱退の通知期間を3か月前と定めている。）の直前の6月11日、「NPT脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明が発表され、北朝鮮はNPTにとどまることとなった。その後、1994年10月に米朝間で合意された「合意された枠組み」に基づき、北朝鮮はNPTの締約国の地位にとどまることを改めて受け入れ、同条約に基づく保障措置協定の履行を認めた。しかし北朝鮮は、2002年10月にウラン濃縮計画の存在を認めたことを契機とした核問題の高まりの中で、2003年1月10日、国連安保理議長宛てに書簡を発出し、「1993年の脱退発効の中断の解除」、すなわちNPT脱退の意図を表明した。2010年4月には、北朝鮮外務省が備忘録を発表し、北朝鮮として、他の核保有国と平等な立場に立っているとの考えを強調した。2010年に開催されたNPT運用検討会議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を含む約束を果たし、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置協定を遵守するよう求めるとの内容を含む最終文書を採択した。2015年に開催されたNPT運用検討会議では、最終文書は採択されなかったものの、北朝鮮については、最終文書案にて、進行中の核活動に深刻な懸念を表明し、全ての活動の即時停止を要求した。同最終文書案では、北朝鮮に対し更なる核実験を行わず、国際的な不拡散体制を損なう核戦力建設政策を放棄することや国連安保理決議の義務を完全に履行し、六者会合共同声明関連のコミットメントの順守に向けて具体的な措置をとることを要求すること、六者会合への強固な支持を再確認し、北朝鮮に対し、会合再開に向けた好ましい条件醸成のための外交努力に応えるよう要求することなどの内容について北朝鮮を除く六者会合メンバー間で合意した。

IAEAも、総会において北朝鮮の核問題の解決を促す内容の決議を採択してきており、2015年9月の総会でも、北朝鮮に対し、NPTを完全に履行し、包括的保障措置の完全かつ効果的な実施に向けてIAEAと適切に協力するよう要請し、北朝鮮がNPT上の核兵器国の地位を有し得ないことを再確認する内容を含む決議を採択した。

IAEAは、六者会合との関連では、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で採択された「共同声明実施のための初期段階の措置」において寧辺の核施設の活動停止及び封印のために必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰が求められ、同年7月14日、IAEA代表団が北朝鮮入りし、同17日には5つの施設（寧辺の4施設すなわち①核燃料棒製造施設、②5MWe黒鉛炉、③再処理工場及び④50MWe黒鉛炉（建設中）、並びに泰川の⑤200MWe黒鉛炉（建設中））の活動停止を確認し、同年8月17日、封印及び監視に必要なすべての措置がとられた旨報告がなされた。日本は同年9月、こうしたIAEAの北朝鮮における監視・検証のための活動に対して、50万ドルの貢献を行った。日本は、各種の国際会議、首脳会談等の外交上の機会をとらえて北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と協力を得ている。例えば、2015年6月のG7エルマウ・サミット首脳宣言において、各国首脳は北朝鮮による核及び弾道ミサイル開発の継続を強く非難した。また、2016年1月の核実験や同年2月の弾道ミサイル発射を受けて、首脳、外相等が各国と意見交換を行い、緊密に連携して対応することを確認した。

4. ミサイル問題

北朝鮮のミサイル計画は、その開発・実験に加え、従来からの拡散活動を通じ、核問題ともあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定性をもたらす要因となっている。

1999年に北朝鮮がミサイル発射モラトリウムを発表した後、米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米国国務長官訪朝の際にも、金正日国防委員長他と、ミサイル問題全般について議論が行われた。日朝間では、2002年9月の日朝平壤宣言において、北朝鮮は、ミサイル

発射モラトリウムを2003年以降も更に延長していく意向を表明し、ミサイル問題を含む安全保障上の問題の解決を図ることの必要性を確認した。2003年8月、北京で開催された六者会合において、日本は、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮の弾道ミサイル問題を含む諸懸案を解決すべき旨を主張した。同会合の議長総括においては、「六者会合の参加者は平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意した」との言及がなされた。しかし、2005年3月、北朝鮮は、外務省の発表した「備忘録」の中で、「我が国はミサイル発射の保留においても、現在如何なる拘束力も受けていない」と主張した。2006年7月5日、日本を含む国際社会の事前の警告にもかかわらず、北朝鮮はテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行した。また、2009年4月にもテポドン2または派生型と見られる弾道ミサイルの発射を行った。その後も2012年4月及び同年12月にもテポドン2または派生型と見られる弾道ミサイルの発射を行った。近年も、2014年3月、6月、7月及び2015年3月にも弾道ミサイルの発射を行った。また、2015年5月には「戦略潜水艦弾道弾」の発射実験の実施を発表した。さらに、2016年2月7日にも弾道ミサイルの発射を行った。

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射は、日本の安全保障や国際社会の平和と安全、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であるとともに、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラトリウムにも違反し、六者会合の共同声明とも相容れないものである。2006年7月の発射に対し、日本は、北朝鮮に対する制裁措置を実施し、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択し、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を非難するとともに、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリウムに係る既存の約束を再度確認することを要求した。

その後、国連安保理は、決議第1718号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画を完全に検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すべき旨決定し、決議第1874号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計

画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認すべきことを決定し、北朝鮮に対する厳しい制裁措置を導入・強化した。2009年4月、同年7月、2012年4月及び同年12月のミサイル発射は、こうした累次の安保理決議に違反するものであった。2012年4月の発射に際しては、国連安保理は、これを国連安保理決議の深刻な違反であるとして強く非難する議長声明を発出するとともに、同年5月2日、国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会は、制裁対象団体・品目リストの追加・改訂を行った。また、同年12月の発射に対して、国連安保理は、2013年1月22日（NY時間）、これを安保理決議違反として非難し、制裁を強化する決議第2087号を採択した。

日本は、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）や弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）を通じ、ミサイル及び関連技術の不拡散を目指す政策協調を図っている。こうした取組に加え、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国に対し、協力を一切断つように働きかけ、さらにはグローバルな規範を強化していくことも重要である。

5. 北朝鮮の調達・拡散活動

北朝鮮は、大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル等）の開発のための調達活動や、自らの軍需品・軍事技術の拡散活動を行っていると思われる。

国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、2015年3月に公表された最終報告書において、北朝鮮が引き続き関連安保理決議に違反して核・弾道ミサイル計画に固執しており、安保理決議に基づく措置の迂回を通じて、措置に抵抗・順応していることを強調した。また、北朝鮮の制裁回避テクニックとして、ペーパーカンパニー、海外の仲介業者、間接的な支払方法の活用について言及しつつ、商業取引における最終需要者等に関する情報を隠匿し、正当な商業ネットワークからの物品調達を継続していることを指摘した。

6. 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮による2006年7月5日の弾道ミサイル発射を受け、日本は、万景峰92号の入港禁止等の一連の措置を発表した。また、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択した。日本は、同決議の着実な実施の一環として、既存の厳格な輸出管理措置に加え、同年9月、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器開発計画に関連する15団体・1個人を指定し、資金移転防止措置を実施した。

さらに、北朝鮮が同年10月9日、核実験を実施したことを受け、日本はすべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。国連安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。日本は、厳格な輸出管理等、安保理決議第1718号の求める措置の多くを従来実施してきたが、この決議の採択を受け、同年11月より、北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置を新たに実施した。

2009年5月25日、北朝鮮は2度目の核実験を実施した。これを受けて国連安保理は、北朝鮮に対する制裁措置を強化する決議第1874号を全会一致で採択した。日本は、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」の制定等、同決議の内容を着実に実施してきている。

2013年2月12日、北朝鮮は3度目の核実験を実施した。これを受けて日本は、直ちに、在日の北朝鮮当局の職員が行う当局職員としての活動を実質的に補佐する立場にある者による北朝鮮を渡航先とした再入国は原則として認めない措置を発表した。

2014年5月のストックホルム合意に基づき、同年7月、日本は独自の対北朝鮮措置の一部を解除した。

その後、北朝鮮が2016年1月に4度目の核実験を実施し、2月には弾道ミサイルの発射を強行したこと等を受け、在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国禁止を含む、従来より対象者を拡大した人的往来の規制措置、北朝鮮向けの送金の原則禁止、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止、資産凍結対象となる団体・

個人の拡大等の措置を実施することとした。

なお、日本は、拡散活動に対する輸出管理の面において、2002年4月に導入した、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発に用いられる懸念がある物資の輸出を規制するための「キャッチオール規制」の運用強化に取り組んでおり、北朝鮮向けの不正輸出を防止、摘発した事例もある。

7. 生物・化学兵器問題

北朝鮮は1987年3月に生物兵器禁止条約を批准したが、生物兵器使用を目的として研究・開発の能力を高めているとの見方がある（2015年米務省報告書等）。北朝鮮は化学兵器禁止条約（CWC）に加入しておらず、化学兵器を保有しているとの見方もある（2011年CIA議会報告書等）。

第2節 イラン及びその他中東諸国

イラン

1. 核問題の概要

2002年の反体制派の告発を契機として、イランが長期間にわたり、拡散上機微な核活動を繰り返し、IAEA保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求めるIAEA理事会決議を2005年9月までに8本採択し、その履行を求めてきた。英国・フランス・ドイツ（EU3）は、イランと交渉し、2004年11月にウラン濃縮関連活動の停止等についての合意（パリ合意）に至ったが、その後のEU3とイランの交渉は不調に終わり、イランが核活動を再開したことで合意は継続しなかった。イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大した。

2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、翌2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議が採択され、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されることとなった。同年7月末、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランにウラン濃縮関連活動の停止の要求等を行った。2006年12月には、国連憲章第7章第41条の下での制裁措置を含む安保理決議第1737号が採択され、翌2007年3月には制裁内容を強化する決議第1747号が採択され、国際社会の圧力は更に高まった。しかし、その後もイランは安保理決議が求めているウラン濃縮関連活動等の停止を

行なわず、2008年には安保理決議第1803号及び第1835号が採択された。さらに、イランが新たなウラン濃縮施設を建設していることが2009年に明らかとなり、また2010年には約20%のウラン濃縮を開始したこと等を背景に、国際社会の圧力が一層高まり、2010年6月に安保理決議第1929号が採択された。2011年11月、IAEAがイランの核計画に関する軍事的側面の可能性につき詳細に説明した事務局長報告を発出し、IAEA理事会が決議を採択したことを踏まえ、欧米諸国はイランに対する制裁を強化した。

2013年8月に発足したローハニ政権は国際社会との対話路線をとり、イランの核問題を巡る交渉に積極的に関与し、2015年7月14日にEU3+3（英仏独米中露及びEU）とイランとの間で「包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action:JCPOA）」（以下「JCPOA」）に合意し、交渉が終結した。また、同日、IAEAとイランとの間で、「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」（以下「ロードマップ」）に署名した。その後、イランがJCPOAにおいて求められた措置の一部を履行したことをIAEAが検認したことにより、JCPOAで定められた「履行の日（Implementation Day）」が到来したことが発表された。今後は、イランが着実にJCPOAを履行し、IAEAがこれを監視・検証することが重要である。

2. IAEA等における核問題の動きとEU3による外交努力（2002年～2006年3月）

2002年、イランの反体制派組織は、イランがナ

タンズとアラクに大規模原子力施設を秘密裡に建設していることを暴露した。IAEA事務局による検証活動の結果、イランが長期間にわたり、国内各地で、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む様々な核活動をIAEAに申告することなく繰り返していたことが明らかとなり、2003年9月のIAEA理事会は、ウラン濃縮関連活動の停止などをイランに求める日本・オーストラリア・カナダ提案の決議を採択した。IAEA理事会は、上記決議以降、2006年2月までの間に、9本の決議を採択し、拡散上機微な核活動の停止や過去の核活動の解明に向けたIAEAへの協力を始めとするイランへの要求を続けた。

イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、2003年末にはIAEA追加議定書に署名するなど、前向きな対応もみせたが、追加議定書の暫定実施を行ったものの批准はしなかった^(注)。

(注) イランは、1970年に核兵器不拡散条約（NPT）に加入し、1974年にはIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結した。

イランの核問題発覚以降、EU3各政府は、IAEAの枠内での外交的解決を目指してイラン政府と交渉し、2004年11月、イランによる濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）が成立し、イランは濃縮関連活動を停止した。2005年8月、EU3は、パリ合意に基づくイランとの交渉の結果として、対イラン協力に関する包括的な提案を提示したが、強硬保守派のアフマディネジャード・イラン大統領の新政権はこれを拒否。イランは、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開し、同月のIAEA特別理事会決議によるウラン濃縮関連活動の完全な再停止の要求にも従わなかった。

このため、2005年9月、IAEA理事会は、IAEA憲章の規定に基づいて国連安保理に報告しなければならない「違反（non-compliance）」を認定する一方、国連安保理への報告の時期及び内容については、IAEA理事会が検討するとした上で、イランに対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止を求める理事会決議を賛成多

数（全理事国35か国中、賛成22（日本を含む）、反対1、棄権12）で採択した。

2006年1月、イランはIAEA査察官の立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開した。これを受け、EU3及びEU、米国、中国、ロシアは本件を国連安保理に報告する方向で原則一致した。2月、IAEA特別理事会において国連安保理への報告等を内容とする決議が賛成多数で採択された。この直後、イランは、追加議定書の暫定実施を取りやめること等をIAEAに通報したのに続き、2月中旬、ナタンズのウラン濃縮施設で小規模のウラン濃縮活動を再開したことを発表し、IAEA査察官もこれを確認した。

その後、ウラン濃縮をイラン国内ではなく、ロシア国内に設立する合弁企業で行うとのロシア提案をめぐって、ロシアとイランの協議が行われ、関係国からイランに対する働きかけも行われたが、イランは自国内での研究開発目的のウラン濃縮活動の継続に固執したため、事態に進展は見られなかった。2006年3月のIAEA理事会では、理事会決議の採択は行われず、2月27日発出のIAEA事務局長報告が国連安保理に伝達された。これに伴い、イランの核問題は国連安保理においても議論がされることになった。

3. 国連安保理における動きと外交努力の継続（2006年3月～2006年12月）

2006年3月末、国連安保理は、イランの核問題に関する議長声明を発出し、イランに対して、IAEA理事会の要求事項を履行するよう求めると共に、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行うことの重要性を強調した。しかし、4月、イランは3.5%の濃縮ウランの製造に成功したことを発表するなど、その後も濃縮関連活動を継続・拡大した。

2006年5月末、米国は、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動を完全かつ検証可能な形で停止し次第、EU3とともに交渉のテーブルにつく用意がある旨の提案を行い、6月初旬、ソラナEU共通外交・安全保障政策担当上級代表、EU3、ロシアの代表がテヘランを訪問し、EU3及び米国、中国、ロシアの6か国（EU3+3）が合意したもの

として、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行い得る協力を含む包括的な提案をイランに提示した。しかし、イラン側からは真摯な対応がなされず、同提案をめぐる正式交渉には至らなかった。EU3+3は、ウラン濃縮関連活動の停止等を義務化する国連安保理決議の採択を目指すこと、及び、イランが同決議に従うことを拒否する場合には、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む安保理決議の採択に向けて作業を行うことに合意した。2006年7月、ロシアのサンクトペテルブルクで開催されたG8首脳会議において、これを支持する「不拡散に関する声明」が発出された。

2006年7月31日、イランの核問題に関する最初の安保理決議となる決議第1696号が採択された。同決議は、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止要求等を含んでおり、8月末までに同決議を遵守しない場合には国連憲章第7章第41条下の適当な措置を採択するとした。イランは、期限前にEU3+3の包括的な提案に対して回答したが、安保理決議第1696号の要求に応える内容ではなかった。

2006年9月に入り、ラリジャニ・イラン国家安全保障最高評議会（SNSC）書記とソラナ EU上級代表が数次にわたって会談するなど、イランとの交渉再開に向けた関係国の外交努力が行われたが、ウラン濃縮関連活動等の停止をめぐる立場の相違を埋めるには至らず、交渉再開には結びつかなかった。

4. 国連安保理による制裁決議の採択とイランの対応（2006年12月～2008年12月）

2006年12月23日、国連安保理は、国連憲章第7章第41条の下で、イランに対してすべてのウラン濃縮関連活動、再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務付けるとともに、すべての国に対しイラン制裁措置を義務付け、かつ要請する決議第1737号を全会一致で採択した。これに対しイランは、決議第1737号を直ちに拒否し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大したことから、EU3+3を中心に、更なる制裁措置を含む次の安保理決議について協議が開始された。

2007年3月24日、国連安保理は、制裁内容を追加した決議第1747号を全会一致で採択した。イラ

ンは、決議第1747号にも反発する姿勢を示し、4月9日、アフマディネジャード大統領は、ナタンズでの「原子力の日」の祭典において、「イランが核燃料製造の分野で、産業規模の製造技術を有する国の仲間入りを果たした」と述べ、濃縮活動を拡大・継続する意向を改めて明確にした。

2007年6月下旬、エルバラダイ IAEA事務局長とラリジャニ SNSC書記がウィーンにおいて2回会談し、プルトニウム分離実験、濃縮ウランによる汚染の起源に関する問題やP1及びP2型遠心分離機の技術獲得の問題を含む「未解決の問題」の解決に向けた「行動計画（plan of action）」（後に「作業計画（work plan）」と呼ばれる。）を2か月以内に作成することで合意した。

2007年7月から8月下旬にかけての協議の結果、イランとIAEAとの間で「作業計画」がまとめられ、IAEAが未解決としている過去のイランの核活動や、ナタンズの燃料濃縮プラントへの保障措置の適用などのいくつかの問題の解決に向けた手順や目標期限が盛り込まれた。また、その直後に発出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」のうちプルトニウム分離実験問題は解決したと結論付け、イランがIAEA査察官の新規指名や重水炉へのアクセスにつきIAEAの要求の一部に応じる一方で、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大していることを確認した。

2007年11月に発出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」の解決に向けた一定の進展に言及しつつも、イランが安保理決議の要求事項を遵守していないと明記した。このような動きを受け、次の安保理決議採択に向けた協議が継続された。また、12月、米国は、イラン政府の指示で軍部が核兵器開発を行い、2003年秋以降開発を停止したが、イランが少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けているとの評価を記した国家情報評価書を公表した。2007年8月にIAEAとの間で「作業計画」が策定されてから、イランの核活動の軍事的側面の可能性に関する「疑わしい研究」の解明に向け、イランとIAEAとの間で協議が2008年を通じて断続的に行われた。

2008年3月3日、国連安保理は、イランが国連安保理決議及びIAEA理事会決議を遵守していな

いことを受け、制裁措置を更に追加する決議第1803号を採択した。その後、同年9月にイランに累次の安保理決議の義務の完全な遵守を要請する安保理決議第1835号が全会一致で採択された。

5. 国連安保理による新たな制裁決議の採択と国際社会による「圧力」の高まり（2009年1月～2013年7月）

2009年1月にイランとの直接対話を通じた問題の解決を標榜するオバマ新政権が発足した米国は、4月、イランの核問題に関するイランとEU3+3との協議に完全な参加国として出席する旨表明した。しかし、こうした米国の姿勢の変化に対し、イランは具体的な行動で判断するとの立場を崩さなかった。また、イランは、2008年5月に提示した提案の改訂版を同年9月にEU3+3に提示したが、その提案ではイランの核問題については解決済みでありEU3+3との協議では議論しないとの立場をとった。

2009年9月には、イラン中部のフォルド（コム近郊）に新たなウラン濃縮施設を建設中であることが明らかとなり、国際社会の批判が高まった。こうした中、10月、イランとEU3+3は1年以上行われていなかった協議を実施し、次回会合の開催、フォルドの新たな濃縮施設へのIAEA査察官の受入れ、約1年以内に燃料切れとなるとされているテヘラン研究用原子炉（TRR）の燃料を製造するために、ナタンズにおけるウラン濃縮施設で製造してきた低濃縮ウランをその原料として国外に輸送することについて原則として合意したとされた。しかし、新たな濃縮施設への査察は実施されたものの、イラン製低濃縮ウランの国外移送については、その方法に係る具体的な合意が形成されなかった。

2010年2月、イランが上記TRRへの燃料が必要であることを理由に、約20%のウラン濃縮を開始した結果、再びイランに政策変更を迫る圧力を高めるべきとの気運が高まり、6月9日、国連安保理は、武器禁輸の拡大、核兵器運搬可能な弾道ミサイル関連活動の禁止、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）等の包括的な制裁措置等を含む安保理

決議第1929号を採択した。

2011年11月、イランの核計画に関する軍事的側面の可能性について詳細に説明したIAEA事務局長報告が発出され、これを受けて、イランの核計画に関する未解決の問題について、深くかつ増大する懸念を表明するIAEA理事会決議が採択された。これを踏まえ、各国がイランに対する更なる措置を実施し、12月、米国において、イラン中央銀行等と相当の取引を行う外国金融機関への制裁規定を含む「国防授權法」が成立した。これに対し、イラン側はホルムズ海峡の封鎖に言及するなど、反発を強めた。

2012年1月及び2月、IAEA代表団が核計画に関する未解決の問題の解決に向けイランを訪問したが、成果に至らなかった。また、5月に、ウィーンにおいてIAEAとイランとの協議が実施され、同月には天野IAEA事務局長がイランを訪問し、6月及び8月にウィーンにおいて、12月にテヘランにおいて、IAEAとイランとの更なる協議が行われた。しかし、イランの核計画の軍事的側面の可能性を解明するための新たな検証枠組み（いわゆる「体系的アプローチ（structured approach）」）についての合意は得られず、実質的な進展は得られなかった。こうしたことから、9月、IAEA理事会は新たな決議を採択し、関連理事会決議及び安保理決議に反してイランが濃縮及び重水関連活動を継続していることに深刻な懸念を表明し、IAEAが求める関連施設へのアクセスをイランが提供することが不可欠であることを強調した。

6. ローハニ政権の発足と最終合意に至るまでの交渉（2013年8月～2015年7月）

2013年8月に発足したローハニ政権は、国際社会との対話路線をとり、イランの核問題を巡る交渉に積極的に関与し、同年11月には、EU3（英仏独）+3（米中露）側による制裁の一部解除に対し、イラン側が、20%濃縮ウランの5%への希釈又は転換、アラク重水炉の活動の停止を行うこと等からなる「共同作業計画の第1段階の措置」に合意した。また、イランは2014年1月、20%のウラン濃縮を停止し、「第一段階の措置」の履行を開始した。その後、2014年2月から、EU3+3とイランとの間で包括的

解決に向け交渉が開始された。同年7月には、「第一段階の措置」と最終合意に向けた交渉を同年11月まで延長することに合意し、その後、同年11月には、2015年6月末まで再延長された。最終的に2015年7月14日にEU3+3とイランとの間で「包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action:JCPOA）」（以下「JCPOA」）に合意し、交渉が終結した。また、同日、IAEAとイランとの間で、「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」（以下「ロードマップ」）に署名した。

7. 「包括的共同作業計画」の履行とイランの核計画の軍事的側面の可能性に関するIAEA事務局長最終評価報告（2015年7月～2016年1月）

JCPOA及びロードマップの成立を受け、2015年7月20日、国連安保理は決議第2231号を採択し、JCPOAを承認するとともに、IAEA事務局長に対し、JCPOAの下での約束期間の間、イランの核関連の約束について、必要な検証及び監視を行うことを要請した。これに基づき、イランとIAEAとの間で同年9月及び10月に、技術専門家会合が行われたほか、IAEAによる保障措置関連活動が行われた。また、同年9月に、天野IAEA事務局長がイランを訪問してローハニ・イラン大統領やサーレヒ同副大統領兼原子力庁長官との協議が行われたほか、天野事務局長とIAEA保障措置担当事務次長が過去に兵器開発が行われていた疑いのあるパルチンの特定の場所を訪問した。これに先立ち、パルチンで環境サンプルの採取も行われた。一方、米国及びイランにおけるJCPOAに関する国内手続が終了したことを受け、2015年10月18日にJCPOAで定められた「採択の日（Adoption Day）」が到来し、JCPOA参加者がJCPOA履行のために必要な準備を開始することとなった。これを受けて、イランは同日、「履行の日」より、追加議定書の暫定的な適用を行うことをIAEAに通知した。

2015年12月、IAEA事務局長は、「イランの核計画の軍事的側面の可能性」に関する最終評価報告を発出し、結論として以下の3点に言及した。

●ロードマップにおいて行うことになっていた活

動は全てスケジュールどおりに終了した。

- IAEAは、2003年以前にイランにおいて、核爆発装置の開発に関連する活動が組織的に行われ、一部の活動については2003年以降も行われたと評価する。同時に、これらの活動は実現可能性・科学的研究ないし一定の関連する技術的知見と能力の獲得以上に進展しなかったと評価する。IAEAは、2009年以降にイランにおいて核爆発装置の開発に関連する活動が行われたとする信頼性のある根拠を有していない。
- IAEAは、イランの核計画の軍事的側面の可能性に関し、核物質の転用についての信頼性のある根拠を何ら発見していない。

同月、IAEA理事会は、IAEA事務局長の最終評価報告を受けて、これに留意するとの決議を全会一致で採択した。これをもって、2011年11月のIAEA事務局長報告で指摘されたイランの核計画の軍事的側面の可能性に関し、ロードマップに基づく行程が終了することとなった。

2016年1月16日、ウィーンにおいて、ザリーフ・イラン外相とモゲリーニEU上級代表は、JCPOAが「履行の日（Implementation Day）」に至ったことを発表した。今後は、イランがJCPOAの履行を着実に行之、IAEAがこれを監視・検証することが重要である。日本としては、JCPOAの履行に貢献するとともにIAEAの活動を支援していく考えであり、この点は2015年9月に安倍総理からローハニ大統領に対し、また、2015年10月に岸田外相からザリーフ外相に対して伝達し、「履行の日」に際しては、監視・検証を担うIAEAの活動を含め、その履行を積極的に支援していく旨の大臣談話を発出した。

8. ミサイル問題

イランは、近年も、「シャハーブ3」等のミサイル発射実験を行うなど、ミサイル関連活動を継続してきているが、イランによるこのような活動は、イランの核問題とも相まって、地域の安定及び国際社会の安全に対し重大な影響を及ぼしかねないものとして懸念される。そのような中、日本は、ミサイル発射を含むイランのミサイル関連活動に

対しては、これまでも、あらゆる機会をとらえて、累次にわたり遺憾の意を表明してきた。

2010年6月に採択された安保理決議第1929号においては、イランが核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことが決定された。2015年7月に採択されたJCPOAを承認する安保理決議第2231号の附属書Bでは、イランは、JCPOAの採択の日から8年後の日またはIAEAが拡大結論を確認する報告書を提出する日のいずれか早い方の日まで、核兵器の運搬が可能となるよう設計された弾道ミサイルに関するいかなる活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）も実施しないことを要請されており、日本としては、イランに対し安保理決議を誠実に履行するよう求めている。

イスラエル

イスラエルは中東においてNPTに加入していない唯一の国である。イスラエルは既に核兵器を保有しているとの指摘もあるが、イスラエル政府は、核兵器の保有を肯定も否定もしないとの立場をとっている。アラブ諸国は、イスラエルに対しNPT加入、核兵器保有の断念等を求めた中東における核拡散の危険に関する国連総会決議案を提出し、また、IAEA総会に対しては例年アラブ・グループがイスラエルに対しNPTへの加入を求めるとともに、全ての核施設をIAEA包括的保障措置の下に置くこと等と呼びかける内容の決議案を提出するなど（ただし、近年では第55回（2011年）～第56回（2012年）IAEA総会には、同決議案は提出されなかった。）、一貫してイスラエルの姿勢を批判している。これに対しイスラエルは、同国の存在自体を否定している国々も周囲にあること等を理由に挙げ、核政策に関する曖昧政策の下、NPTに加入することはできないとの立場を堅持している。

他方、中東諸国の中には、イスラエルが批准していない包括的核実験禁止条約（CTBT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）等につき、同国がNPTに加入するまでは締結しないとの立場をとる国もある。

日本は、あらゆる機会を捉え、イスラエルに対し、

NPTへの加入も含め、大量破壊兵器等の軍縮・不拡散体制への参加を強く求め、また、中東における大量破壊兵器の問題を解決するためにイニシアティブを発揮するよう繰り返し要請している。

また、日本は、中東非大量破壊兵器地帯の創設を支持してきており、中東地域のシリア、エジプト、イラン等の各国に対しても、大量破壊兵器の関連条約への加入等を求めるなど、積極的な働きかけを行ってきている。

【参考1 国連総会決議「中東における核拡散の危険」】

1. 経緯

第34回総会（1979年）において、イスラエルが対南アフリカ核協力を含む核武装政策を推進しているとして、各国にイスラエルとの核協力中止を要請する旨の決議が採択され、以後同旨の決議が毎年採択されている。本件は従来「イスラエルの核武装」と題する決議で扱われてきたが、第49回総会（1994年）から決議名が「中東における核拡散の危険」に変更されている。また、第51回総会（1996年）から第54回総会（1999年）までの決議では、「NPT未加入である中東地域唯一の国」という形でイスラエルを默示的に示していたが、第55回総会（2000年）以降、同国の国名を再び明示する形となっている。

2. 決議（2014年）の概要

本件決議は、2000年NPT運用検討会議における中東に関する結論を想起し、イスラエルが遅滞なくNPTに加入し、核兵器を開発、製造、実験又は取得しないこと及び核兵器の保有を断念すること、並びに当該地域の全ての国の間での重要な信頼醸成措置及び平和と安全を促進する措置として、保障措置下でない原子力施設を全てIAEAのフルスコープ保障措置（包括的保障措置協定）下におくよう要請するもの。

3. 決議（2014年）の採択

本件決議案は、アラブ諸国から成る共同提案国を代表してエジプトによって提出され、次の票決結果にて総会において採択された。

賛成161（含：日本）－反対5（含：イスラエル）－棄権18

【参考2 国連総会決議「中東地域における非核兵器地帯の創設」】

1. 経緯

第29回国連総会（1974年）以降、エジプトが毎年本件決議案を提出。本件決議案に関しては、イスラエルが核兵器を放棄すべきであるとする中東諸国と、中東和平プロセスの推進が先であるとするイスラエルとの間で主張が大きく異なっているものの、第35回国連総会（1980年）以降直近の第69回国連総会（2014年）に至るまではイスラエルも反対せず、コンセンサスによる採択が続いている。

2. 決議（2014年）の概要

本件決議は、全ての直接的関係国に対し、中東非核兵器地帯設置提案の実施のための必要な措置をとることを検討するよう要請し、同目的の促進のため、関係国に対し、NPT を遵守するよう求め、全ての加盟国に対し、全面的で完全な軍縮の目標及び中東非大量破壊兵器地帯設置に貢献する適切な手段を検討するよう奨励するもの。

3. 決議（2014年）の採択

本件決議案はエジプトによって提出され、無投票（コンセンサス）にて採択された。

【参考3 1995年 NPT 運用検討・延長会議「中東に関する決議」】

1. 経緯

NPT の無期限延長を決定した1995年 NPT運用検討・延長会議では、「中東に関する決議」も同時に採択された。これは、イスラエルの核兵器保有の可能性に懸念を抱くアラブ諸国の要求に基づき、NPT 無期限延長のためのパッケージの一つとして、米国、英国、ロシアにより提案されたものである。2000年及び2010年の NPT 運用検討会議では、中東に関する決議が NPT 無期限延長の基礎であることが確認された。

2. 決議の概要

本件決議は、NPT 遵守の普遍化の早期実現の重要性を再確認し、中東地域の NPT 未締約国に対し、NPT に加入し、その原子力施設を IAEA のフルスコープ保障措置（包括的保障措置）下に置くよう要請し、中東地域の全ての国に対し、効果的に検証可能な中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた前進を目的とする適当なフォーラムにおいて、実地的な措置をとるよう要請し、また、全ての NPT 締約国、特に核兵器国に対し、中東非大量破壊兵器地帯の早期設置のために協力と最大限の努力を求めるもの。

3. 決議の採択後の動き

2010年 NPT 運用検討会議で採択された行動計画では、中東に関する決議を実施するための実際の措置として、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、全ての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が合意された。これを受け、同会議開催に向けて調整役（ファシリテーター）（フィンランド）を中心に調整が進められてきたが、「アラブの春」等の影響により中東情勢が不安定化し、全ての中東諸国が参加する会議の開催が困難になったとの判断から、2012年11月、国連事務総長、米国、ロシア、英国、フィンランドにより開催延期が発表された。2015年 NPT運用検討会議では、中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の開催を巡って調整がつかず、最終文書案が採択されないまま会議が終了したため、本件会議開催の目途は立っていない。

【参考4 IAEA 総会「イスラエルの核能力」に関する決議案】

1. 経緯

IAEA 総会では、一部期間を除いて1986年以降、イスラエルを含む中東の全ての域内国に NPT 加入等を求める「中東における IAEA 保障措置の適用」決議がある一方で、アラブ諸国からの要請に基づき、イスラエルを対象として NPTに加入し同国が有する全ての原子力施設を IAEA包括的保障措置の下に置くよう呼びかける内容の「イスラエルの核能力」決議案が提出されている。

2. 決議案の概要

本件決議案は、イスラエルの核能力について懸念を表明し、イスラエルに対し NPT に加入すること及びその全ての核施設を IAEA 包括的保障措置下に置くことを要請し、その目標の達成に向けて関係国と協働することを事務局長に要請し、本件に引き続き関与していくことを決定し、事務局長に対し、この決議の実施について理事会及び次回総会に「イスラエルの核能力」の議題の下で報告することを要請するもの。直近では、2014年にアラブ諸国より本決議案が提出され否決されている。

シリア

報道によれば、2007年9月6日、イスラエル空軍機がシリア東部砂漠地域にある施設を空爆した。2008年4月、米国は、2007年9月6日までシリアが自国の東部砂漠地域にプルトニウムを生産可能な秘密の原子炉を建設していたこと、北朝鮮が秘密裡の核活動を支援したこと、建設されていた原子炉が平和的目的を意図したものではなかったと信じる相当の理由を米国が有していること、シリアが国際的義務を無視してIAEAに対して原子炉建設を報告しなかったことなどを発表した。これを受け、エルバラダイ IAEA事務局長は、2007年9月にイスラエルによって破壊されたシリアの施設は原子炉であったとの情報が米国より提供され、その信憑性について調査を行う旨発表した。

その後、2008年6月22日から24日までの日程でIAEAの査察官がシリアを訪問し、破壊された施設でのサンプル採取を行った。採取したサンプルの分析の結果、化学処理の結果として加工された相当数の天然ウラン粒子が発見された。

シリアは、破壊された施設は何ら核活動に関係していなかったと主張しているものの、当該施設

に関する未解決の問題について2008年6月からIAEAに協力しておらず、IAEAは、これら問題の解決に向けた進展を得られていない状況が続いた。

2011年5月24日、シリアの保障措置適用問題に関するIAEA事務局長報告が発出され、同報告においてIAEAは、2007年に破壊された施設は建設中の原子炉であった可能性が非常に高いと評価した。これを受け、6月9日、IAEA理事会は、シリアの保障措置協定違反を認定し、IAEA全加盟国、国連安保理及び国連総会にシリアの保障措置協定違反を報告することを決定する旨の決議を採択した。しかしながら、これ以降もシリアは2007年に破壊された施設を含む未解決の問題についてIAEAに対して十分な協力を行っておらず、また、現地の治安情勢の悪化もあり、進展のない状況が続いている。

日本は、2007年に破壊された施設は原子炉であった可能性が高いとIAEAが結論付けたことを引き続き懸念しており、北朝鮮との核関連協力に係る疑念を含め国際社会の懸念を払拭するためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力するとともに、追加議定書を締結し、これを実施することが極めて重要であると考えている。

第3節 南西アジア

1. インド、パキスタンの核実験（1998年）

インドは、従来、NPTは不平等な内容の条約であって受け入れられないとの立場にあり、国際社会からの呼びかけにもかかわらず、NPT加入を拒んできている。また、パキスタンも、インドがNPTに加入しない限り、自国の安全保障上の観点からNPTに加入しないとの立場をとってきている。このような中、1998年5月、インド及びパキスタン両国は相次いで核実験を実施した。

日本は直ちに強く抗議するとともに、両国に対し、新規の円借款の停止等を内容とする経済措置を実施した。その後、G8等の様々な機会を捉えNPT加入、CTBT署名・批准を中心とする核軍縮・不拡散上の具体的な進展を粘り強く働きかけてきた。

このような日本を始めとする国際社会からの働

きかけを受け、インド及びパキスタンは1998年6月以降核実験を実施せず、核実験モラトリアム（一時停止）を継続する旨表明するとともに、核不拡散上の輸出管理の厳格化を表明した。このように、日本の措置が相応の成果をあげたと考えられたこと、また、テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力が極めて重要であること、南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たし得るインドに対し、積極的な関与を深めていく必要性等の要素を総合的に考慮し、2001年10月、官房長官談話を発出し、日本は両国に対する経済措置を停止した。同時に、日本は、今後とも両国に対しNPT加入、CTBT署名・批准を含む核軍縮・不拡散上の具体的な進展を引き続き粘り強く求めていくとともに、核不拡散分野において両国の状況が悪化す

るような場合には、経済措置の復活を含めてしかるべき対応を検討することを同談話において明確にした。

2. 日本の取組

今や NPT 非締約国は、国連加盟国の中でインド、イスラエル、パキスタン、及び南スーダンの 4 か国のみとなっている。日本を始めとする NPT 締約国は、NPT 普遍化の観点から、NPT 非締約国に対し、非核兵器国として NPT に加入するよう繰り返し呼びかけている。

また、インド及びパキスタンは CTBT に署名していないことから、日本はこれら両国に対し、CTBT 早期署名・批准を求めるとともに、CTBT 批准までの間は、核実験モラトリアムを継続するよう求めている。

パキスタンについては、2004 年に同国のカーン博士が核関連技術を流出させたことが明らかになったが、これは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものである。流出先の一つは北朝鮮とされており、このことは日本の安全保障にとっても重大な懸念である。日本政府はパキスタン政府に対し、遺憾の意を伝えとともに、本件に関する全ての情報を日本に提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めてきた。このような働きかけもあり、2004 年、パキスタンにおいて、核関連資機材・技術等に関する輸出管理法が発効した。2005 年には、同法を効果的に運用するため、日本とパキスタンの輸出管理専門家が意見交換を行うとともに、日本側から、日本の輸出管理制度につき技術的ブリーフィングを行った。また、2004 年以降毎年東京において開催しているアジア輸出管理セミナーにパキスタンの輸出管理専門家を継続的に招待するなど、同国の核不拡散のための体制強化に協力している。なお、インドについても 2006 年からアジア輸出管理セミナーに招待している。

また、日本は、インド及びパキスタンの核兵器等の開発計画に資する物資や関連技術の輸出を防止するよう奨励する安保理決議等に鑑み、両国の原子力関係の技術者に対する査証発給の可否の厳格な審査、両国に対する核関連資機材・技術の輸出管理を通じ、日本の原子力関連資機材や技術が

両国の核兵器開発に転用されないよう防止する措置をとっている。

さらに、日本は、インド・パキスタン間の対話を通じた信頼醸成の進展を評価しつつも、両国がミサイル実験を繰り返していることについては懸念を表明するとともに、両国に対し、ミサイルの開発・実験・配備を最大限自制するよう求めている。

このほか、日本は、インド、パキスタン両国に対し、様々な機会を捉えて軍縮・不拡散上の働きかけを行ってきている。インドとの間では、2009 年 12 月及び 2010 年 10 月の首脳会談後に発出した共同声明においては、核廃絶に向けた両国のコミットメントを確認するとともに、インドは核実験モラトリアムの継続を約束した。2011 年 12 月の首脳会談後に発出した共同声明においては、二国間の軍縮・不拡散協議並びに軍縮会議を含む対話を通じた核軍縮・不拡散における協力の強化が決定された。2013 年 7 月には、第 5 回日印軍縮・不拡散協議を実施した。2015 年 12 月の日印首脳会談においても、NPT の普遍化や CTBT の早期発効、FMCT の早期交渉開始を重視する日本の立場をインドに伝達しており、会談後の共同声明においては、広島・長崎への原爆投下 70 年に際し、核兵器の完全な廃絶のための共通のコミットメントを再確認した。パキスタンとの間では、2011 年 2 月の首脳会談後に発出した共同声明において、軍縮・不拡散のグローバルな目標を共有する旨表明し、緊密な協議を通じて協力を深化させていくことで一致した。2014 年 6 月には、第 3 回日パキスタン軍縮・不拡散協議を実施した。日本は、このように、両国に対し、軍縮・不拡散上の具体的な進展を強く求めてきており、こうした働きかけに対する両国の対応を引き続き注視していく。

3. インドに対する民生用原子力協力

2005 年 7 月、米国・インド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置をとる代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006 年 3 月、両国首脳は、インドが 2006 年から 2014 年までの間に 14 基の原子炉を段階的に IAEA 保障措置の下に置く等の措置をとる一方、米国はインドへの完全な民生用の

原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ（NSG）ガイドラインの調整を追求していくとする合意に達した（いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」）。

NSGガイドライン上、IAEA との間で包括的保障措置協定を締結していない国に対する原子力関連品目の移転は禁止されているが、上記米印合意を受け、2008年9月のNSG 臨時総会において、インドについてはこれを例外化する決定がなされ、インドに対する民生用原子力協力に関する声明が採択された。これは国際不拡散体制の外側にいるインドに更なる不拡散への取組を促す契機となるものと考えられ、日本も、この例外化決定は、最大の民主主義国家であり新興市場経済国でもあるインドの戦略的重要性、同国の原子力の平和的利用が、地球温暖化対策に貢献するという意義、インドによる核実験モラトリアムの継続を始めとするインドの核不拡散の一連の「約束と行動」が前提となっていること等を踏まえ、大局的観点からコンセンサスに参加した。その際、日本は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであること、さらにインドに対し、非核兵器国としてのNPTへの早期加入、CTBTの早期署名・批准等を求めるとの日本の立場に変わりはない

ことを表明した。

NSGによるインド例外化決定以降、米国のほかフランス、ロシア、カナダ、韓国、豪州等の原子力先進国がインドとの間で原子力協定を締結、又は交渉を開始し、インドとの協力を積極的に進めている。日本は、インドが今後も「約束と行動」を着実に実施していくことを前提に、日本がインドとの原子力の平和的利用分野での協力を行うことは、気候変動・地球温暖化対策、戦略的重要性を増してきているインドとの二国間関係の強化、及び原子力の平和的利用分野での日本の貢献といった観点から有意義と考え、以上の諸点を総合的に勘案した結果、2010年6月に日・インド原子力協定交渉を開始することを決定した。2014年9月のモディ・インド首相訪日の際に発表された両首脳間の宣言においては、交渉を更に加速化させるとともに、不拡散及び原子力安全における両国のパートナーシップを強化することが関係当局に指示された。さらに、2015年12月、安倍総理が訪印し、モディ首相との間で、前述の「約束と合意」を前提に、日印間の平和的目的の原子力協力全般に基礎を与える協定について原則合意した。同協定は、原子力の平和的目的の利用についてインドが責任ある行動をとることを確保し、インドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながるものである。日本としては、インドと共に核兵器のない世界を目指していくことを期待している。

**【参考 2008年9月のNSG によるインドに対する
民生用原子力協力に関する声明の概要】**

- (1) 2008年9月6日、NSG 臨時総会において、NSG 参加各国政府は以下を決定した。
- グローバルな不拡散体制、NPT の規定及び目的の広範な履行に貢献することを希求する。
 - 核兵器の更なる拡散を防止することを追求する。
 - 不拡散に肯定的な影響を与えるためのメカニズムを追求する。
 - 原子力に関する保障措置及び輸出管理の原則を促進することを追求する。
 - インドのエネルギー需要に留意する。
- (2) NSG 参加各国政府は、インドが自発的にとってきた以下の約束及び行動に係る措置に留意した。
- 軍民分離計画に従い民生用原子力施設を段階的に分離し、民生用原子力施設を IAEA に申告する。
 - 民生用原子力施設に関するインド・IAEA 保障措置協定の締結。
 - 民生用原子力施設に関するインド・IAEA 追加議定書の署名・遵守。
 - 濃縮・再処理技術の拡散防止及び国際的努力への支持。
 - 効果的な国内の輸出管理制度の制定。
 - インド国内法の NSG ガイドライン及び規制リストへの調和化及び NSG ガイドラインの遵守。
 - 核実験の一方的なモラトリアムの継続及び FMCT の締結に向け他国と協働する用意。
- (3) 上記の約束及び行動に基づき、NSG参加各国政府は、インドに対する民生用原子力協力に関し、以下の方針を採択及び実施する。
- NSG 参加各国政府は、平和的目的及び IAEA の保障措置が適用される民生用原子力施設における使用のために、インドに対し NSG ガイドライン・パート1 及びパート2 において規制されている品目及び関連技術を移転することができる。
 - NSG 参加各国政府は、インドへの規制品目の移転につき相互に通報する。また、インド政府との二国間合意を含め、情報交換を行う。
 - インドとの対話及び協力を強化するため、NSG 議長とインドとの間の協議を行い、その結果を NSG 総会に常時通知する。
 - 本声明の全ての側面の実施に関係する事項について検討することを目的として、NSG 参加国政府は協議し、NSG ガイドラインの規定に従って会合及び行動する。

第2章

国際原子力機関（IAEA）保障措置

第1節 概要

保障措置（safeguards）とは、原子力の利用にあたりウランやプルトニウムのような核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。国際原子力機関（IAEA）憲章第3条A5には、このような保障措置の実施がIAEAの任務である旨明記されており、IAEAは、これに基づいて各国との間で保障措置協定を締結し、当該国の原子力活動を検認する役割を担う。IAEA保障措置は、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする核不拡散体制の実効性を検証するために不可欠の制度である。

IAEAは、当初、二国間の原子力協定等に基づいて核物質等を受領する国との間で保障措置協定を締結し、当該二国間で移転される核物質及び原子力資機材のみを対象に保障措置を実施してきた。その後、1970年に発効したNPT第3条1が、同条約の締約国である非核兵器国に対して、国内のすべての核物質を対象とするIAEA保障措置を受諾することを義務付けた。このため、IAEAはNPT締約国が締結すべき保障措置協定（包括的保障措置協定）のモデルを作成し、以後このモデルに従っ

て各国と保障措置協定を締結し、当該国内における保障措置を実施してきた。

しかし、1990年代初頭、包括的保障措置協定を結んでいるにもかかわらずイラクや北朝鮮が秘密裏に核開発を行っていたことで、従来の保障措置の限界が認識され、保障措置の強化が急務となった。1997年、IAEA理事会は従来の保障措置協定に追加して各国が締結すべき追加議定書のモデルを作成し、以後、同議定書の締結国に対してはより厳格な保障措置を実施してきている（第3節1参照）。また、保障措置の強化とともに、限られた保障措置資源を効率的に利用すべきとの観点から、2002年以降、従来の保障措置協定及び追加議定書の実施によって原子力活動の透明性が確認された国については、合理化された保障措置（統合保障措置）が適用されている（第3節2参照）。

日本は、国際的な核不拡散体制の強化のため、追加議定書の普遍化等に向けた外交努力を行うとともに、世界有数の原子力大国として、自らの原子力活動の透明性を維持するべく、IAEA保障措置の実施に最大限の協力を行ってきている。

第2節 保障措置協定の内容

1. 包括的保障措置協定

NPT第3条1は、締約国である非核兵器国に対し、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、IAEA憲章及びIAEA保障措置制度に従いIAEAとの間で交渉し、締結する協定に定められる保障措置を受諾

することを義務付けている。さらに、保障措置について、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用されると定めている。

NPTに加入する多くの非核兵器国がIAEAと締結しているのは、上記に基づく包括的保障措置協定（Comprehensive Safeguards Agreement（IAEAの文書番号から153型保障措置協定又はフルスコープ保障措置協定と呼ばれる））であり、日本については、1977年12月2日に発効している。

包括的保障措置協定における保障措置の目的は、有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及び早期探知の危惧を与えることによりこのような転用を防止することにある。有意量（significant quantity）とは、IAEA 保障措置用語集（IAEA Safeguards Glossary 2001 Edition）によれば、1個の核爆発装置が製造される可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えばプルトニウムやウラン233では8kg、ウラン235（濃縮度20%超）では25kgに相当するとされている。

この保障措置は、包括的保障措置協定の各締約国に対して、その国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理（計量管理）のための制度の維持や計量管理記録を含む当該核物質及びその関連施設のIAEAへの申告等を義務付け、IAEAはこれらが申告どおりか否かについて、現地における査察を通じて検認するこ

とにより実施される。査察においては、IAEAは、施設の観察、核物質に関する独自の測定や試料の採取のほか、封じ込めと監視を行うことができる。封じ込めとは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合にはIAEAがその行為を把握することができるようにする手法を、また監視とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法をいう。

2. その他の保障措置協定

NPTに基づく包括的保障措置協定が実施される以前に制定されたIAEA文書に基づく保障措置協定は、66型保障措置協定又は個別の保障措置協定と呼ばれ、二国間協定等に基づき個別に取り決められた範囲のみの核物質や原子力資機材等を保障措置の対象としている。このような協定は現在、NPT未加入のインド、パキスタン及びイスラエルに適用されている。また、NPT上の5核兵器国（米国、英国、フランス、中国及びロシア）はIAEA保障措置を受け入れる義務はないが、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れている。これら核兵器国とIAEAが締結している保障措置協定は、自発的（ボランティア・オファー）保障措置協定と呼ばれる。

第3節 保障措置の強化・効率化

1. 保障措置の強化と追加議定書

1990年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に関し、従来の包括的保障措置ではIAEAが未申告の原子力活動を検知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。包括的保障措置協定は、締結国が自ら申告することを前提とした保障措置であるため、秘密裏に行われている活動を探知することは極めて困難であった。そのため、IAEAは、未申告の核物質・原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の強化策を検討することになった。

1993年、IAEAは保障措置の強化・効率化の方策を検討する「93+2計画」を開始し、その結果、包

括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置、及び新たな枠組みを設けて講じるべき措置に関する提言がなされた。前者については順次実施に移され、また、後者については、1997年5月、IAEA理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定に追加される議定書としての位置付けから、追加議定書（Additional Protocol）と呼ばれている。

追加議定書は、IAEAに提供される情報及び検認対象並びにIAEA査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定の下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限

をIAEAに与えるものである。具体的には、IAEAに提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、濃縮・再処理等特定の原子力関連資機材の製造・組立情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに申告対象となり、さらに、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するために、これら申告対象等に対する短時間の通告（2時間又は24時間前）での立入り（補完的アクセス）やその際の環境サンプリング（試料の採取）も可能となった。

近年の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、核不拡散体制の維持に不可欠なIAEA保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が包括的保障措置協定や追加議定書を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。包括的保障措置協定の締結国は、NPT上その締結が義務付けられている191か国の中182か国（2016年2月末時点）である一方、また、追加議定書の締結国は126か国（署名国は146か国）（2016年2月時点）という状況にある。包括的保障措置協定に加えて追加議定書を普遍的なものとするための更なる努力が求められている（第4節1参照）。

2. 保障措置の効率化

一方、保障措置の強化に伴い、保障措置業務の増大やそのための財源確保の課題も認識されるように

なった。そのため、保障措置の合理化・効率化を目的とする統合保障措置（integrated safeguards）の在り方について活発な議論が行われ、その結果、2002年3月、IAEA理事会において統合保障措置の適用方法に関する基本概念が採択された。

統合保障措置とは、包括的保障措置と追加議定書に基づく保障措置との有機的な結合を図る概念である。当該国について包括的保障措置協定及び追加議定書の実施を通じ、IAEAにより、保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も未申告の原子力活動及び核物質を示す兆候もないとの結論（「拡大結論」）が得られた国を対象として、包括的保障措置に基づく通常査察が合理化される（2014年を通じて日本を含む53か国に適用）。統合保障措置の適用は、適用国における保障措置の実施に伴うIAEA及び受入国双方の事務負担や経費の軽減に資するものとして重要である。日本については、2004年6月のIAEA理事会において必要な結論が出され、2004年9月15日より統合保障措置の適用が始まった。大規模な原子力活動を行う国で統合保障措置が適用されたのは日本が初めてであり、これにより日本の原子力活動の透明性の高さが証明されると同時に、保障措置受入にかかる負担が軽減することが期待されている。

以上に加え、IAEAは保障措置の効果を損なうことなく、その効率化を図るための技術（遠隔操作等）の開発や将来の制度設計の在り方について検討を行っている。

第4節 日本の取組

2009年12月に就任した天野之弥 IAEA事務局長は、国際的な核不拡散体制の強化のための要となる保障措置制度の強化・効率化に重点的に取り組んでいる。

日本は、IAEAの指定理事国^(注)として、また、事務局長の出身国として以下のような取組を通じ、IAEAの活動に対して適切なサポートを行っている。

(注)

毎年6月のIAEA理事会で指定される13か国で、日本を始めとするG7等の原子力先進国を指す。

1. 追加議定書の普遍化に向けた取組

日本は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づくIAEA保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEAにおけるモデル追加議定書の策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999年12月に原子力発電を行っている国として初めて追加議定書を締結し、翌2000年から追加議定書に基づく補完的アクセスを

数多く受け入れてきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を強化するために、出来る限り多くの国が追加議定書を締結することが最も現実的かつ効果的な方途であるとの認識の下、追加議定書の普遍化を積極的に推進している。その取組の一環として、日本は、2010年5月のNPT運用検討会議において、「IAEA保障措置の強化」に関する作業文書を提出し、追加議定書の普遍化の重要性を訴え、多くの諸国から支持を得た。また、2012年9月のIAEA総会では、可及的速やかな追加議定書の締結が奨励されるとともに、日本の提案に基づき、IAEAが要請に応じてその締結を一層支援する勧告が総会決議（GC（56）/RES/13）に盛り込まれた。日本はこれまでIAEAと協力し、追加議定書の締結に向けた各国の実施体制等を支援するため、アジア・太平洋地域など特定地域の関係国を対象としたIAEA主催地域セミナー（2012年7月ベトナム、2013年1月マレーシア、2014年8月マレーシア）への人的・財政的支援を実施すると共に、自国の経験や知見を活用してIAEA等と連携しつつ保障措置関連の研修、ワークショップ等を実施してきている。日本は、さらに、二国間協議やアジア不拡散協議（ASTOP）等の多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対して締結を促すと共に、G7としての共同の働きか

けにも率先して参画してきている。

2. IAEAの保障措置関連分析能力の強化への貢献

IAEAが各国の保障措置実施状況に関する適確な結論を導出できることが保障措置強化に不可欠であることから、日本は、各国における査察を通じて得た核物質等の分析能力の向上を支援するため、諸外国とも連携しつつ、ウィーン郊外にある保障措置分析所の近代化（例えば、分析関連機器の導入）のための貢献を行っている。

3. 保障措置の効率化のための協力

IAEAは、保障措置業務量が拡大し、通常予算の約4割を占める保障措置予算を中心に通常予算全体が年々増加している。天野IAEA事務局長は、2012年9月の総会において、今後のIAEA通常予算が賢明かつ効果的に配分されるよう取り組むとの方針を打ち出している。このような状況の中で、日本は限られたIAEAの資源を有効活用する重要性にかんがみ、IAEA事務局に対して、保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきているだけでなく、効率的な保障措置の手法（統合保障措置）の活用や技術（遠隔操作等）の開発に協力をしてきている。

コラム

天野之弥 IAEA事務局長の活動



1 選出から就任まで

天野之弥 IAEA事務局長（当時、在ウィーン日本代表部大使）は、2009年12月に日本人として、またアジアから初めて、第5代 IAEA事務局長に就任しました。その後、2013年12月に再任され、現在2期目を務めています。

IAEAは核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指す国際機関であり、特に核兵器のない世界の実現に向け、近年、特にその役割は重要性を増しています。IAEAの事務局長を日本人が務めていることは、日本が軍縮不拡散外交を効果的にする上で大きな意味を持っています。

2 就任後の取組

天野事務局長は、就任直後から途上国におけるがん治療プログラムの普及に力を入れるなど、保健・医療、食糧・農業、水資源管理、電力へのアクセスなどの地球規模の様々な課題への対処のための技術協力の強化を打ち出し、原子力の平和的利用の促進のため先頭に立って取り組んでいます。2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、直後よりIAEAの知見を活かした各種ミッションを派遣し、その後も事故の教訓等を踏まえた世界の原子力安全の向上に向けた国際的取組をリードしてきました。2012年12月には日本政府とIAEAの共催により、福島県郡山市で「原子力安全に関する福島閣僚会議」を開催しました。2012年9月に開催された第56回 IAEA総会においては、事故に関する報告書を作成することを表明、2015年8月に IAEA福島報告書を公表しました。

同時に、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けた取組、追加議定書の普遍化を含む保障措置の強化とその効率化などを通じて核不拡散体制の一層の強化に取り組んでいます。特に、2015年7月、EU 3+3とイランは包括的共同作業計画に関する合意に達しましたが、天野事務局長は、合意の履行を検証する IAEAの立場から、この歴史的な合意に先立って、自身もイランを訪問する等、精力的な調整を行いました。今後、同合意の履行において IAEAは非常に重要な役割を果たすこととなります。日本としても、天野事務局長がその責務を十分に果たせるよう、以上に述べた IAEAの重点的な取組を引き続きサポートし、協力を更に強化していく考えです。

第 3 章

核セキュリティ

第 1 節 概 観

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化してきているが、テロ組織は、科学技術の発展と国際化された現代社会の特性を最大限利用し、テロ行為、資金・武器の調達、宣伝行為等の活動を、国境を越えて一層高度化させつつある。原子力技術は、発電、医療、農業、工業等の広範な分野で平和的に利用されているが、核物質や放射線源がテロリスト等の手に渡り悪用された場合、人の生命、身体、財産に対し甚大な損害がもたらされることが予想される。国際原子力機関（IAEA）は、テロリスト等による核物質や放射線源の悪用が想定される脅威につき、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、③放射性物質の発散装置（いわゆる「汚

い爆弾」（用語解説集参照）、④原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つの範疇に分類している。

IAEAは、このような脅威が現実のものとなることのないようにするために講じられる様々な措置を、一般的に核セキュリティという概念として捉えており、核物質その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法移転その他の悪意のある行為の防止、検知及び対応策の全体を核セキュリティに貢献する措置としている。核セキュリティの国際的なレベルでの強化に向けて、IAEA、国連を中心として様々な取組が行われており、日本もこうした取組を積極的に支援している。



第2節

国際社会の取組

第4部

1. IAEAによる取組

(1) 核セキュリティ国際会議

2013年7月、ウィーンにおいて、IAEAの主催により、「核セキュリティに関する国際会議:グローバルな努力の強化」が開催され、我が国から政府代表として、鈴木俊一外務副大臣が出席した。同会議は、IAEAが主催する核セキュリティに関する初めての閣僚級の会議であり、核セキュリティ強化のための国際社会における近年の成果を総括するとともに、2014年以降の中長期の目標及び優先事項について検討することを目的として開催された。125か国及び21国際機関・団体から1300人以上の参加登録があり、我が国を含む34か国から閣僚レベルの出席があった。閣僚級セッションでは、世界の核セキュリティ強化という共通のゴールを追求するとの強いコミットメントを示した閣僚宣言がコンセンサスで採択された。次回は2016年12月に開催が予定されている。

(2) 核テロリズム防止対策支援のための活動計画

2001年9月11日の米国同時多発テロ直後に開催されたIAEA総会において、核物質やその他の放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向けたIAEAの活動と事業を再検討し、可及的速やかに理事会に報告するようIAEA事務局長に対し要請する内容の決議が採択された。これを受け、2002年3月のIAEA理事会において、核テロ対策を支援するためにIAEAにおいて実施すべき事業として、核物質及び原子力施設の防護等8つの活動分野^(注)から構成される第1次活動計画（2002年～2005年）が承認されるとともに、この計画の実施のために「核物質等テロ行為防止特別基金」(Nuclear Security Fund、単に「核セキュリティ基金」とも呼ぶ)が設立された。以降、4年ごとに計画の見直しが行われ、現在、IAEAでは2013年9月に承認された第4次核セキュリティ計画(Nuclear Security Plan 2014-2017)に基づいた活動が行われている。この計画には、①ニーズ評価、情報セキュリティ及びサイバー・セキュリティ、②外部との調整、③核セキュリティ枠組みのグロー

バルな支援、④共同研究プロジェクト、⑤自己評価及び／又はピア・レビュー・ミッションを通じた評価、⑥人的資源の開発、⑦リスクの低減及び核セキュリティの改善の7つの要素について、概要、目標、達成すべき成果、成果を判断する際の指標が示されている。

(注) 8つの活動分野

①核物質及び原子力施設の防護、②悪意をもった核物質の使用の探知、③核物質の計量管理制度の整備、④放射性同位元素の管理、⑤原子力施設の安全・保安の脆弱性評価、⑥不法行為が発生した際の対応、⑦関連条約・ガイドライン等の実施、⑧核セキュリティの調整及び情報交換

(3) 放射線源の安全と管理

いわゆる「汚い爆弾」への転用の懸念が新たな課題として浮上してきた結果、核物質に比べてアクセスがより容易な放射線源の管理は、核物質防護と並ぶ喫緊の課題となったと言える。IAEAは、2000年初頭から詳細な内容を盛り込んだ「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」(以下、「行動規範」)の策定に取り組んできたが、放射線源が「汚い爆弾」に使用され得るとの国際的な懸念が特に2001年9月の米国同時多発テロ以降高まったことを踏まえ、セキュリティ関連部分を強化した「行動規範」の改訂が2003年9月のIAEA理事会で承認された。「行動規範」は、放射線源の悪意をもった使用を防止することを目的として、各国に対し、放射線源の効果的な規制を実施する法制度の整備を要請している。2004年9月のIAEA理事会では、「行動規範」の輸出入管理関連部分をより具体化し、放射線源の輸出入に際し通報と承諾の制度化を要求する「放射線源の輸出入に関するガイダンス」が承認された。また、同理事会の直後に行われたIAEA総会において、各国がこのガイダンスに従って必要な国内措置をとる旨をIAEA事務局長に対し表明するよう働きかける決議が採択された。我が国は、「行動規範」については2004年2月、「ガイダンス」については、2005年12月に支持を表明している。

(4) 核物質防護のための国際基準

IAEAは、核物質防護のための国際基準を整備するため、1975年以来、核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225）を策定し、改訂してきており、2011年2月に第5版（Rev.5）が発行された。同文書は、2005年に採択された核物質防護条約改正と調和した内容となっており、同条約が掲げた12の基本原則^(注)を踏まえて構成されている。

(注) 12の基本原則

国の責任、国際輸送中の責任、立法上及び規制上の枠組み、所管当局、許可事業者の責任、セキュリティ文化、脅威、等級別取組、深層防護、品質保証、危機管理計画、秘密保持の12項目

IAEAは、更に、加盟国の核セキュリティ体制の整備及び強化を支援するため、①基本文書、②勧告文書（上記 INFCIRC/225/Rev. 5を含む）、③実施指針、④技術手引きの4層構造からなる核セキュリティ・シリーズ文書の作成を進めてきている。全ての加盟国を核セキュリティ・シリーズ文書の作成に関与させるため、2012年3月、IAEAは加盟各国の代表者による核セキュリティ・ガイダンス委員会（NSGC）を発足させた。

(5) 核物質の防護に関する条約

「核物質の防護に関する条約」（核物質防護条約、以下「現行条約」）は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主たる目的としている。「現行条約」は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等、一定水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならない旨を規定している。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けて、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。「現行条約」は1987年2月に発効し、2015年8月現在、締約者は152か国及び1国際機関（欧州原子力共同体）となっている。日本は1988年10月に同条約に加入した。

核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的として、2001年以降、核物質防護条約の改正案の検討が行われた結果、2005年7月、同条約の改正がコンセンサスにより採択された。その際採択された改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大され、また、処罰すべき犯罪も、原子力施設に対する妨害行為等にまで拡大されることとなった。なお、改正核物質防護条約の発効には、現行条約の締約国の3分の2（2016年1月現在では102か国）による締結が必要であるが、2016年1月現在、改正核物質防護条約の締約国は90か国であるため、未発効である。日本は、国内法の整備に時間がかかったものの、2014年6月、IAEA事務局長に受諾書を寄託し、締約国となった。

2. 国連による取組

1996年に国連総会において「国際テロリズム廃絶措置」決議が採択されたことを契機として、1997年2月、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」（核テロ防止条約）の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの2001年9月の米国同時多発テロの発生を受けて再開され、2005年4月の国連総会においてコンセンサスにより採択された。

この条約は、2007年7月、22か国が同条約を締結することにより発効し、2016年2月現在、115か国が署名し、101か国が締結している。日本は、2005年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉純一郎総理大臣が署名し、2007年8月、国際連合事務総長宛に受諾書を寄託し、締約国となった。

この条約は、核によるテロ行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロ行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としている。具体的には、人の死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置を所持、使用等する行為、放射性物質の放出

を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を国内法上の犯罪とすることとしている。

3. 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ

2006年7月、先進8か国（G8）サミットの際に、米国及びロシア両大統領は、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT: Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism）」を提唱した。その後、2006年10月に開催された第1回会合には、G8、オーストラリア、中国、カザフスタン、トルコが当初参加国として参加したが、2015年8月現在では、GICNT参加国は86か国及び5機関（オブザーバー：EU、IAEA、国際刑事警察機構（INTERPOL）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI））にまで増加した。

2006年10月の第1回会合において「原則に関する声明」が採択され、その後の会合において、「原則に関する声明」に基づき、具体的な活動計画（セミナー、ワークショップ等）を参加国がそれぞれ提案し、順次実施していくこととなった。また、参加国の一層の拡大、訓練の重要性、地方自治体等を巻き込んだ各国の核テロ対策強化の必要性等について意見交換が行われてきた。さらに、2010年6月に開催された会合において、GICNTの体制強化のための組織化について合意され、①全体会合の隔年開催及び多数決による決定の導入、②

GICNT活動計画の管理や個別の活動の調整・優先順位付のための実施・評価グループの活動の活性化等が決定された。また、同会合において、核検知と核鑑識が優先分野とされ、2011年の全体会合で（テロ発生時の）対応と緩和も加えられ、現在、①核検知、②核鑑識、及び③対応と緩和の3つの作業グループの活動が行われている。

4. 核セキュリティ・サミット

2009年4月、オバマ米国大統領がプラハ（チェコ）における演説において、核テロは地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威であるとした上で、翌年中の核セキュリティ・サミットを主催することを提唱し、2010年4月、核セキュリティをテーマとする初めての首脳会議がワシントン（米国）において開催された。同サミットには、日本を含む47か国及び3国際機関から首脳等が参加した。サミットの結果、参加国の間で「すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底する」との目標が共有されるとともに、今後取り組むべき措置を示した「コミュニケ」及びコミュニケを具体化した「作業計画」が採択された。

第2回のサミットは2012年3月にはソウル（韓国）で、第3回は2014年3月にはハーグ（オランダ）で開催され、ワシントン・サミットで合意したコミュニケ及び作業計画の実施状況を検証し、更なる核セキュリティ強化のための国際協力と国内措置について議論された。次回（第4回）は2016年3月31日から4月1日まで、ワシントン（米国）で行われる。



ハーグ核セキュリティ・サミット

1. 国際協力

日本は、IAEAに設置された核物質等テロ行為防止特別基金（核セキュリティ基金）に対し2015年3月までに累計で94万ドル及び299万ユーロを拠出し、IAEAを支援している。この資金の一部を活用し、IAEAは、核物質管理システム改善プロジェクトをカザフスタンのウルバ核燃料施設で行い、同核燃料施設における問題点の一つであった工程内のウラン残留量の測定の精度が大幅に改善した。また、同基金への日本の拠出を利用し、特にアジアにおいて原子力発電の新規導入国が増加していることを踏まえ、2006年11月及び2011年2月、IAEAは日本との共催で、アジアにおける核セキュリティ強化のための国際会議を開催したほか、ベトナム、タイ等における核物質防護の強化や放射線検知能力向上のための事業を実施した。現在は、日本から2名のコスト・フリー・エキスパートをIAEA事務局の核セキュリティ部に派遣する費用として活用している。

さらに、日本は、核物質の適切な管理及び防護による非核化の推進及び脅威拡散防止の観点から、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに所在する原子力研究所や科学研究所等に対し、様々な放射線測定機器、コンピューター、計量管理ソフト等を含む計量管理システム用機材を供与し、国内計量管理制度の確立支援を行っている。また、各種センサー、監視カメラ、監視システム等の機材供与を行い、核物質防護システムを改善し、核セキュリティの向上に貢献している。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」についても、日本はこれまでに開催されたすべての全体会合に参加し、積極的に議論に参加するとともに、日本の取組について紹介し経験を共有している。

人材育成に関する国際協力に関しては、2010年12月に日本原子力研究開発機構（JAEA）の下に設立された「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター」（ISCN）が、積極的に活動を展開している。設立以来、アジア諸国等の専門家を対象に、原子力平和利用に関するセミナーや核セキュリティに

関するトレーニング等を数多く実施してきている。ISCNによるこうしたトレーニングなどの受講者は、2010年の設立以来、合計1600名以上に上る。

2. 核セキュリティ強化のための国内の取組

2011年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、2012年9月、原子力規制委員会が設置された。

また、2013年1月、同委員会の下に、核セキュリティに関する横断的な課題について幅広い視点から検討し、その強化を着実に推し進めるとともに、これらに関する国際貢献に取り組むため、有識者等からなる「核セキュリティに関する検討会」が設置された。同検討会では、原子力委員会が2011年9月に決定した「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」及び同委員会が2012年3月に決定した「我が国の核セキュリティ対策の強化について」において示された主な検討課題（①信頼性確認制度の導入、②関係組織間の責任（役割分担）、③設計段階からの核セキュリティの考慮、④核セキュリティ文化の醸成、⑤輸送時の核セキュリティ対策、⑥放射性物質及び関連施設の核セキュリティ、⑦核セキュリティ事案の検知と対応計画、⑧規制上管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ）の中から、①信頼性確認制度の導入、⑤輸送時の核セキュリティ対策及び⑥放射性物質及び関連施設の核セキュリティ、の3つの課題を当面優先して検討している。

また、2015年2月、日本はIAEAの国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションを初めて受け入れた。これは、国の核セキュリティ体制の強化のために当該国を支援するサービスであり、核物質及びその他の放射性物質と関連施設の防護に関する国際条約、IAEAのガイダンスの実施に関して助言、勧告を行うものである。

第4節

2014年ハーグ核セキュリティ・サミット

1. 概要

2014年3月、安倍総理はハーグ核セキュリティ・サミットに出席した。このサミットは、米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国を含む31か国の首脳を含む53か国4機関が出席して開催された。各国が自らの政策的立場をステートメントで述べる従来型のセッションに加え、議長国オランダが示した架空のシナリオに基づいて各国首脳が核テロ対策について議論を行う「政策シミュレーション」（1日目）、首脳同士が少人数で核セキュリティ・サミットの将来について討議する「首脳リトリート」（2日目）が行われ、双方向の議論を重視する議長国オランダによるイニシアティブが際立ったサミットとなった。

2. 成果

第2回ソウル・サミット後の各国の取組を評価しつつ、核セキュリティを一層強化していくことの重要性があらためて首脳レベルで確認され、2016年3月に米国で開催される次回サミットにつながる意義深いサミットとなった。閉会式において、これまでの政策的成果を評価し、課題を明らかにした上で、今後の取組強化を謳う「ハーグ・コミュニケ」が採択された。

全体会合において、特に、各国によって強調、提起された論点を挙げると以下のとおりである。

(1) 核物質の最小化

核テロのリスクを減じていく取組としての高濃縮ウラン及び分離プルトニウムの最小化につき、多くの国がその重要性を指摘した。我が国を含む複数の国が具体的な取組を発表、紹介した。

(2) 核物質防護条約改正

核テロの対象となる核物質を物理的に防護するための国際的な法的枠組みである改正核物質防護条約を各国が締結し発効させることの重要性が強調された。複数の国が、署名、批准等の自国のコミットメントを明らかにした。

(3) IAEAの役割

各国がより効果的な核テロ対策を行っていく上で、各国に対して指針を示し、知見を共有するIAEAの役割の重要性が多く国から提起された。

3. 我が国としての発信

(1) 安倍総理によるステートメント

安倍総理は、初日の全体会合において、以下の三つの柱からなるステートメントを発表し、我が国の核セキュリティ向上への姿勢を世界各国の首脳に対して表明した。

①核物質の最小化と適正管理

日本原子力研究開発機構（JAEA）にある高速炉臨界実験装置（FCA）にある高濃縮ウランとプルトニウムの全量撤去・処分を含む日米首脳共同声明を発表。また、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則の堅持を表明。

②日本国内の取組強化

原子力規制委員会の設置などによる体制強化を紹介し、核物質や関連施設の防護体制につき国際的な知見を得るためにIAEAのミッションを受け入れることなどを表明。

③国際貢献の強化

輸送セキュリティに関する有志国の取組の主導や、東海村にある核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）による各国の人材育成・能力構築への一層の貢献を表明。

(2) 日米首脳による共同声明の発出

サミットの開幕に先立ち、日米両首脳は、世界的な核物質最小化への貢献に関する共同声明を発表した。これについて、オバマ大統領は、サミットの全体会合において、日米の共同声明は、このサミット全体における最大の成果と良いと述べたほか、閉会式でも、核物質の除去に関する我が国との今般の合意に個別に言及し、核セキュリティ・サミットプロセスの成功につながる大きな成果として紹介した。